

熊本県医師国保組合 保険料概要（令和7年4月～令和8年3月）

保険料賦課方法

(1) 所得割額

1) 開業医である第1種組合員（75歳未満）

前年の診療報酬（支払基金及び国保連合会扱いのもの）の4.5/1,000に相当する額の1/12を月額とします。

ただし、診療報酬総額が2,000万円以下の方は2,000万円とします。1億円を超える方については、2億円を限度として1億円を超えた額に1.2/1,000に相当する額の1/12を月額として加算します。（100円未満切捨て）

2) その他の第1種組合員（75歳未満）

前年の医業による給与収入額により月額7,500円より34,500円（給与収入額は自主申告）

その他の第1種組合員(所得割保険料の表)

給与収入額	所得割保険料
0円 ～ 300万円未満	7,500円
300万円 ～ 400万円未満	9,000円
400万円 ～ 500万円未満	10,500円
500万円 ～ 600万円未満	12,000円
600万円 ～ 700万円未満	13,500円
700万円 ～ 800万円未満	15,000円
800万円 ～ 900万円未満	16,500円
900万円 ～ 1,000万円未満	18,000円
1,000万円 ～ 1,100万円未満	19,500円
1,100万円 ～ 1,200万円未満	21,000円
1,200万円 ～ 1,300万円未満	22,500円
1,300万円 ～ 1,400万円未満	24,000円
1,400万円 ～ 1,500万円未満	25,500円
1,500万円 ～ 1,600万円未満	27,000円
1,600万円 ～ 1,700万円未満	28,500円
1,700万円 ～ 1,800万円未満	30,000円
1,800万円 ～ 1,900万円未満	31,500円
1,900万円 ～ 2,000万円未満	33,000円
2,000万円以上	34,500円

注) 給与収入額とは、税込みの医業給与総収入額となります。

所得割額保険料は、毎年度更新となりますので、証明書は必ずご提出ください。

3) 第2種組合員所得割保険料

月額 2,000円

(2) 被保険者均等割 月額 7,000 円 (未就学児 6,000 円)

(3) 後期高齢者支援金分 月額 5,500 円

(4) 40歳以上65歳未満の被保険者 月額 5,700 円

※ 国民健康保険料は、(1)所得割・(2)均等割・(3)後期高齢者支援金分・(4)介護分の合計となります。

(5) 高齢組合員 (75 歳以上) 月額 3,000 円

#### ○ 保険料の減免

(1) 第 1 種組合員が災害等、特別な理由がある場合は、保険料の減免申請ができます。

(2) 育児休業等の法律に基づき、第 2 種組合員が出産育児のために休業した場合は、保険料の免除申請ができます。(復職を条件として免除期間は原則 1 年以内です。)

(3) 出産予定月 (または出産月) の前月から出産予定月 (または出産月) の翌々月までの出産被保険者の保険料を免除します。(申請が必要です。)

#### ○ 保険料口座振替

保険料は、毎月、第 1 種組合員の指定口座より差引受領いたします。

保険料の差引は、下記の銀行をご指定下さい。

熊本県医師信用組合、肥後銀行、熊本銀行、西日本シティ銀行、熊本中央信用金庫、熊本第一信用金庫、天草信用金庫

(原則として熊本県内の本支店に限ります。)

※ 指定口座を変更される場合は、再度「念書」をご提出ください。